

鹿持雅澄『漢字来源説』解題と翻刻

吉岡 真由美

九州女子大学人間科学部人間発達学科
北九州市八幡西区自由ヶ丘一―一（〒八〇七―八五八六）
（二〇二三年十月二十八日受付、二〇二三年十二月十二日受理）

要旨

本稿は、金剛福寺、長崎勝教氏が所蔵する鹿持雅澄『漢字来源説』の書誌情報や内容を紹介し、その本文全文を翻刻するものである。『漢字来源説』の主眼は、日本語には活用があつたおかげで少ない音でも物事を正しく言い分けることができ、それゆえに固有の文字を持つ必要がなかったと主張することにある。この主張を述べるに先立って、中国において漢字が発明された後、字数の増加や書体の変遷に伴い異体字の混同や漢字一字の多義的な解釈が生じていることを具体例を挙げつつ解説し、そうした諸問題が拗音をはじめ発音の種類が多く、活用がない中国語という言語の性格と不可分な関係にあるとの見解を示す。本書の主張は現在の学術的な水準から首肯し難い点を多く含むものの、当時の国学者の日本語や漢字に対する理解の一端を示す資料として評価できる。さらに、鹿持雅澄が土佐で生涯を過ごした点を考慮すると、近世後期の地方の国学の実態を反映する資料としての価値も併せ持つ。

一 解題

『漢字来源説』（以下、本書とよぶ）は、鹿持雅澄（寛政三・一七九一〜安政五・一八五八）が執筆した一書である。本稿で翻刻するのは、金剛福寺の長崎勝教氏が所蔵されているものである。本書の書誌情報については、吉岡真由美（二〇二二）にその一部を引用した際、注で簡単に示したことがあるが、今改めて書誌情報を示す。ただし、昨今のコロナウイルス感染症拡大の影響により、この度は本書を直接見て調査することがかなわず、国文学研究資料館が所蔵する本書のマイクロフィルムによる確認であることを断っておく。

【書誌情報】

○所蔵・金剛福寺○作者・鹿持雅澄○形態・袋綴じ（四つ目綴）、一冊
写本○寸法・縦二七・五糎、横二〇・四糎○成立・天保九（一八三八）年○外題・なし○内題・なし○丁数・一一丁○行数・一六行○注記・国文学研究資料館にマイクロ資料有（ナ―二二二）、全体に匡郭有（内匡郭・縦二〇・八糎、横一五・八糎、四周単線無界）、一一丁裏欄外に奥書「戊戌九月二日起筆同三日功成 藤原太郎識」

『漢字来源説』は、本書のほかに東北大学附属図書館狩野文庫が所蔵する写本一冊（請求記号：T-275-12）がある（以下、狩野文庫本とよぶ）。狩野文庫本には次に示す通り、三つの奥書がある。

- A・二四丁表「天保九年戊戌九月三日 藤原太郎雅澄識」
B・二四丁裏「文久二年壬戌四月十五日改寫畢 孫藤原雅古」
C・裏表紙「四十二年三月吉日」

Aの奥書は金剛福寺所蔵本にもほぼ同じ文言がみえる。いっぽう、Bの奥書は金剛福寺所蔵本にみえない。Cが狩野文庫本の書写奥書だと考えると、天保九（一八三八）年に金剛福寺所蔵本が書かれ、文久二（一八六二）年に雅澄の孫である雅古がそれを書き改め、その雅古の写本を書き写した狩野文庫本が明治四二（一九〇九）年に成立したとみることができると。

雅古による写本は管見の限り確認できないものの、狩野文庫本の本文から、この度翻刻する金剛福寺所蔵本は草稿のようなもので、それを清書したものが狩野文庫本であったかと推測される。そのように考えるのは、金剛福寺所

蔵本の本文には加筆や訂正があり、それらが狩野文庫本の本文ではきれいに整えられているからである。一例を挙げると、金剛福寺所蔵本には次のような一文がある。(一)は見せ消ちを意味し、(二)は訂正後の本文を意味する。

孔子が六経、左丘明が春秋伝なども古文にて書りと云(るは蒼頡が古文の大家をも共に古文といへるか)《れど其をたしかに見及びたる人もなきなるべし》
(金剛福寺所蔵本・二丁裏)

金剛福寺所蔵本では、本文(るは蒼頡が古文の大家をも共に古文といへるか)が見せ消ちされ、そのすぐ右傍の行間に訂正後の本文である《れど其をたしかに見及びたる人もなきなるべし》が書入れされている。これに対して、狩野文庫本の同一箇所では訂正の書入れが正式な本文として採用されている。孔子が六経、左丘明が春秋伝なども古文にて書りと云れど其をたしかに見及びたる人もなきなるべし
(狩野文庫本・三丁裏)

続いて、本書の内容についてみる。本書の眼目は、日本語は活用があつたおかげで物事を正しく言い分けられたために、固有の文字を必要としなかつたと主張することにある。ただし、この主張が最初から展開されるわけではない。本書はその冒頭で、

古(の文字)のことを論はむと思はゞ、まづもろこしにて文字のはじまれるやうと其をもて事を記し後、世に伝へたるさまとをこまかに考へわたして、さて後に物すべきことなり、

と述べている通り、中国における漢字の発明や書体の変遷の概説などに多くの紙幅を割いている。いま内容上のまとまりに応じて便宜的に六つに区切り、各内容が書かれているおおよその丁数とあわせて示すと次のとおりである。

- ① 漢字の発明者と漢字の造字法や運用原理について、古代中国の典籍の記述を引用しながら解説する。(二丁表～二丁裏)
- ② 中国における漢字の書体の増加および変遷について古代中国の典籍の記述を引用しながら解説し、書体の増加や変遷のせいで漢字が間違つた意味で解釈されたり誤写されたりすることが少なくないことについて、具体例を挙げながら説明する。(二丁表～四丁裏)
- ③ 漢字が多義的に解釈されたり誤写されたりしてきたのは、人々が古

い字書を省みず、後世の字書に基づいて漢字を整理したためで、そのような態度は中国の王朝が頻繁に交代してきたことと無関係ではないと主張する。
(四丁裏～七丁裏)

- ④ 中国語は発音が複雑でとくに拗音が多いこと、中国語には活用がないことを挙げ、文字は「平常の語音」を「付けたる」ものであるから、中国語を表すための文字である漢字の数が多くなるのは当然だとして一定の理解を示す。いっぽうの日本語は直音を基本とし、活用があるので、少ない音で多くの事柄を言い表すことができる。述べる。
(七丁裏～八丁表)

- ⑤ 王朝の交代と関わりながら書体の改変を繰り返してきた中国の漢字よりも、単一皇朝のもと「言霊」の力によって言語としての特色を守ってきた日本語のほうが信頼に値すると説く。
(八丁表～一〇丁表)

- ⑥ 日本語は文字を持たずとも事足りていたが、世の中が不安定になり、音声言語だけで後世まで正しく伝えることが難しくなつたので、漢字を献上させ、日本語を記録しておくためのひとつの器として借用した。文字を持たなかつた日本語にはそもそも文字という概念がなく、それが生まれたのは漢字が伝来して以降のことであると述べる。
(二〇丁表～二二丁表)

①や②では中国の古典籍がしばしば引用され、欄外や行間にその典拠が書入れされている。たとえば、本書の一丁裏には、

伏羲と云しがときに始て八卦を画き書契を造て結繩の政に代たり、是に由て文籍生りと孔安国云り

という文言があり、欄外にこの典拠にあたる孔安国『尚書』の一節が記されている(読点は稿者による、以下同様)。

孔安国曰、古者伏羲氏之王天下也、始書ニ八卦ヲ一造ニ書契ヲ一、以代ニ結繩之政治一、由レ是文籍生ル

また二丁表には、

黄帝が時に六爻始めりと孫虔礼カ書譜、書苑菁華等に見えたり、六爻は六書にてその六書は象形、指事、諧声、会意、転注、仮借の六なり

とあり、その上欄には『書苑菁華』の次の一節が引用されている。

書苑菁華云、自^二古三皇以前結^レ繩為^レ政、至^二太昊氏^一文字生馬字有^二六
交^一、一曰象形、二曰指事、三曰形声、四曰会意、五曰転注、六曰假借
出典は多岐にわたることから、雅澄がさまざまな分野に目を配り、幅広く
知識を得ていたことがわかる²⁾。また、雅澄がその生涯を土佐で過ごした点
に鑑みれば、地方においても学問の発展を支える知的ネットワークが発達し
ていたことがうかがわれる。

【謝辞】

貴重な資料の翻刻とその掲載をお許し下さいました金剛福寺、長崎勝教氏
に記して深謝申し上げます。

【注】

- 1) 狩野文庫本の画像は現在、新日本古典籍総合データベースで公開されて
いる (DOI: 10.20730/100366305)。その書誌注記によれば、画像は
一九九一年から一九九三年にかけて撮影された『狩野文庫マイクログ版集
成』(丸善雄松堂)を電子化したものであるという。形態は四〇〇字詰
め原稿用紙袋綴じである。きちんとした表紙のない仮綴じで、二つ折り
にした原稿用紙を表表紙と裏表紙の代わりにつけている。表表紙には直
接「漢字来源説」と書かれている。
- 2) 雅澄が多くの分野に目を配っていたことは、宮内庁書陵部図書寮文庫が
所蔵する『鹿持雅澄蔵書目録』(請求記号: 0200196002)からも知ら
れる。

【参考文献】

吉岡真由美、近世後期における万葉仮名の定義——『萬葉集古義』を手がか
りに——、萬葉、二三四、(二〇二二)、1-16

二 翻刻

【凡例】

- ・本稿は、金剛福寺、長崎勝教氏が所蔵する鹿持雅澄『漢字来源説』の本文
を翻刻するものである。
 - ・『漢字来源説』には多くの書入れがある。本稿では本文に対する加筆・訂
正の書入れだけを翻刻し、本文中に引用した漢籍等の出典を記す書入れは
翻刻しなかった。
 - ・漢字は通行の字体に改め、適宜読点を補った。
 - ・変体仮名は現行の字体に統一した。
 - ・濁点と踊り字は原本のままとした。
 - ・丁数は算用数字で表した。丁の表、裏はそれぞれ略号「オ」「ウ」を使用し、
各丁の表、裏の末尾に「丁数略号」を入れることで丁数を示した。たと
えば、一丁表の末尾には「1オ」、二丁裏の末尾には「1ウ」と記した。
 - ・本文に対する書入れは次のように示した。
 - (1) 本文に新たに語句を補う書入れは、本文中の補入したい部分に「○」が
記され、その付近に補いたい語句が書かれている。本稿では「○」は示
さず、「○」が書かれているところに書入れの語句をへくで括って示
した。
 - (2) 本文を訂正する書入れは、もともと本文が見せ消ちされている。本稿
では、見せ消ち部分を()で括って示した。訂正後の本文の書入れの
位置は、見せ消ち部分の右傍、行間、欄外など一様ではないが、本稿で
はその位置を問わず、見せ消ちを意味する()の直後に《 》で括っ
て示した。
 - (3) 一度、新たに語句を書入れ、それを見せ消ちして訂正している場合は、
()で括って示した。
- ・日本語の活用について言及する際、本文では単語の横に長方形の記号が付
されている。本稿では、その記号を二重傍線に置換え「アメツチ」のよう
に表示した。
- ・文意が通らないところや誤字と思われるところには(ママ)を付した。

【本文】

古への文字のことを論はむと思はゞ、まづもろこしにて文字のはじまれるやうと其をもて事を記し後、世に伝へたるさまとをこまかに考へわたして、さて後に物すべきこととなり、なま／＼の儒者ども三史五経をはじめ今、世に流布れる書籍どもの真書に行位たゞしくきはやかに書連ねたるを板にゑりて紙にすりつけ、冊本とせるその字体ども、いと正しく厳にして、もろ／＼の字書どもに引合せ読試るに、をさ／＼たがふすぢなくしてまことにきはやかなるを見て、もろこしは何事も行たらひてきはことなるがうへに文物の国なるが故にもとよりかくのごとくにありしなるべければ、太古より後、世にいたるまで万ノ事いさ、かあやまつことなくして正しく伝来ぬることならむと思ふべけれども、然心得てはおもひのほかにはいたくたがふことなり、もろこしは物の道理をこまかにわづらはしくいひたて、よろづにこちたき国ならむにつれては、文字と云ものもはやく出来しとはいひ伝へたれど、あまねく今、世に流布れる真書と云ものは、はるかのかの、ち魏と云し代にさだまり、さてその真書もて書籍を書て伝ふることは又はるか後、世にはじまれる「一才」ことにて、太古よりして後、世のさまなるにはあらず、まづ彼ノ国にて往古黄帝と云しがときに、蒼頡と云しものが鳥ノ跡を見て作りしを文字のはじまりと云伝へたり、これを古文と云、しかるをへはやく、伏羲と云しがつきに始て八卦を画き書契を造て結繩の政に代たり、是に由て文籍生りと孔安国云り、しかれば既に伏羲と云しがつより文字てふものはあるべきに、蒼頡がはじめて制りしよし普通く云伝へたるはいかに、但しへ或は伏羲が時には尚有レ義無し形、蒼頡に追ひて始テ摹ニ鳥跡ヲ一成ニ科斗ヲ一とも云りへ或は伏羲制レ字ヲ至ニ蒼頡ニ一而大ニ備レリとも云り、或は蒼頡は即伏羲の臣にして共に書契を造りそめしともいへり、すべて彼ノ国がらとして古へより虚誕多くて、後、世の事にすらおほつかなきことま、あるを、ましてこれは往古のこととなれば今究めていふべきよしなし、前漢ノ武帝と云しが弟魯ノ恭王と云人、孔子の九代の孫孔鮒と云もの、宅の壁をこぼちしときに、その壁中に籠るところの書籍どもを得たり、さるは秦ノ始皇がときに書籍をやきすてられむことを惜み恐れて、当時ひそかにこめおきし物なりとそ、其ノ中に論語あり、これを孔子壁中の古論と云り、これいはゆる古文にて書たるものなりといへ

り、その古文よりははるか後に造れる大篆と云もの、孔「一ウ」子が時よりは又はるかに前に出来しものにて古文にはまさりて便なるべきものと思はる、に、其を用ひずしてなほ古文を用ひしはいかなるにかへ但し孔子が時代にはかの大篆を用ふることを改めて又もとの古文科斗書をなべて用ひしとも云りへ孔子が六経、左丘明が春秋伝なども古文にて書りと云へるは蒼頡が古文の大篆をも共に古文といへるかへれど其をたしかに見及びたる人もなきなるべしへすべて彼ノ国の書どもに古への文字のことをいへること区々にして一決しがたければ、今定めてはいふべからず、さて又黄帝が時に六爻始めりと孫虔礼カ書譜、書苑菁華等に見えたり、六爻は六書にてその六書は象形、指事、諧声、会意、転注、仮借の六なり、まづ象形とは物の形を象て字を造れるを云て、日は日の象、月は月の象、鼻は鼻の象、目は目の象に造れるを云ばこれは黄帝の時にはじまれりと云むもさあらむ、次に指事と云は直に其ノ事をさすを云て、人ノ字一ノ字の上にあるを上ノ字とし、人ノ字一ノ字の下にあるを下ノ字とするを云と云るたぐひは、かの時よりは後にはじまれることなるべく思はる、に、黄帝にかけていへることおほつかなし、されど六書のこと周礼にあればぐだちての世のことにはあらず、さてかの大篆と云文字、周ノ宣王と云しがときに、史籀と云もの古文科斗書（と云もの）を變じて作りいだせるよし事文類聚別集に見えたり、これを史書とも籀書とも云よしかたぐ見えたり、その「2才」後、秦ノ始皇が代に至りて丞相李斯と云もの史籀が大篆の繁多を爰省て作れる、これを小篆と云り、此ノ代に八体を定めたり、八体と云ものは、大篆、小篆、刻意、蟲書、摹印、署書、爰書、隸書の八なり、中にも秦ノ下邳といふ処の人程邈と云もの、罪有て雲陽と云処の獄に入たりしが思ヒを覃して十年の間篆書を變じて隸書三千字をつくりて始皇に奏す、始皇よろこびて罪を許して御史の官にあげたるよし、事文類聚別集、書史会要等に見えたり、この隸書はじまりて甚簡約に便よろしとして古文は絶たりと説文ノ序にあるは、いはゆる古文科斗書（など）なるべし、その後へ漢と云し代に至りて佐書と名づけ（へく）たりしもこの程邈がつくれる隸書なりとそ、そのこ、ろはこしかたの字体にくらぶるに至めて書やすくして上下の所用を佐ぐる故にしかいへりと云り（へく又）（魏と云し代にいたりて、鍾繇と云しものが章程書と名づけたるも）（皆）これ即チ

今此方にて常に隸書と云ものなり、世にこれを漢隸と云は漢と云し代にもはら此ノ書の行はれし故なるべし、さてそののち漢ノ靈帝と云しがときに、上谷ノ王次仲と云るものが八分書と云ものをつくれり、其はかの李斯が小篆の二分をとり、程邈が隸書の八分を割てつくれるがゆゑに八分といふといひ、或は又皆八ノ字の勢の如き偃波あるがゆゑに八分と云といへり、又、佩觿集に郭忠恕が説を引て、上の二説みな非なり、八分は八体「2ウ」の書の後漢、蔡邕がつくれるゆゑにしか云りともいへり、これ即今此方にも常に八分書と云ものなり、隸書と八分書とはまがひやすし、書家につきてよく学ばざれば分りがたし、しかるに書苑に今の隸と稱ものは八分書なり、古ノ隸と稱しものは真書なりとあるを見ればはやく彼方にてもまがへしと見えたり、さてかの王次仲隸書を以て楷法をつくれり、楷法八分の正書なりと宣和書譜叙論に見ゆ、正書は今和漢ともいはいはゆる真書なり、楷書と云、正書と云、真書と云は一ツなり、しかれば王次仲より真書ははじまれりとおほゆ、さるが故に東坡が真生レ行、行生レ草、真如レ立、行如レ行、草如レ走、未レ有下不三能レ立能レ行而能レ走ル者上也と志林にいひ、郭忠恕が小篆散而八分生、八分破而隸書出、隸書悖而行書作、行書狂而草書聖、以レ此知隸書今乃真書と書苑にあり、しかれば王次仲がはじめし真書によりて行書をつくり、行書によりて草書をつくりしなるべし、行書は後漢劉德昇つくり、草書は後漢張伯英つくるといへり、しかるに書史会要を見ればまさしく真書は魏、鐘繇がつくり初めたるよし見えたり、つくり初めたるにはあらで、かの王次仲が法によりて書フことのたくみなりしが故に「3オ」造初めしとも云伝へしなるべし、元常専工三於隸書」とも鐘繇隸奇ともいひて、まことに真書を工ミによくうるはしく書しなり、元常は即チ鐘繇が字なり、さてこの隸と云るはかの程邈が隸書とは異にて同名別体なり、この鐘繇か工ミなりし書を魏隸と称て魏隸はすなはち真書なり、晋書王羲之カ伝に尤善隸書」とあるも同じ、其ノ証は書苑にも隸書今乃真書とあるごとし、しかれども程邈がつくれるを鐘繇が工ミに書しをもとも同じく隸と云ば、程邈がつくれるは世に漢隸と云ものにて、今の隸書鐘繇が工ミなりしは世に魏隸と云て今の真書なりといはずしてはつきぬことなり、さてその鐘繇が工ミなりし真書の絶妙なるならひて、その後、晋の王羲之又その書風をつたへて名高かりし故にいよく鐘繇

が名もひろまり、後までもひろく真書の世に行はる、こと、なりしとせられたり、かくて其ノ他に飛白、(蟲書)、章書、(蓬書)、藁書、或は龍書、龜書、鶴書、花英書、其ノ余種この書体の名ありてわづらはし、その後、六十四書の体あり、又その後、増シ加へて九十一種に定め、次に九法を加へ合せて百体をなすなどもいへり、その中、唐と云し代に授書郎ノ正字ヲ所ノ掌トル字体に五ツあり、一ツには古文、二ツに「3ウ」は大篆、みな用ひず、三ツには小篆、印璽、旗幡に用ひ、四ツには八分、石經、碑碣に用ひ、五ツには隸書、典籍、表奏、公私、文疏に用ふることにさだめたりと見ゆ、この隸書、即チ上に云ごとく真書なるべし、凡そ文字のことは彼ノ国にて種々に書つたへ区々に記しつぎて一決しがたきことなれど、その大略はまづ上ノ件に云るが如し、かくて今彼ノ国の古昔よりのさまを夷考するに、まづ秦の代に程邈が隸書をつくりそめてより漸ク其ノ字体を具ふるに、近くなれりときげばそれより以前のさまおもひやるべし、さてその書は面少きものをば増益し、面多きものをば損減し、方なるものを円にし、円なるものを方にし、其ノ字体簡易にして徒隸のいやしきしもべに施しても受テ用ふるへに、便よろしとて隸書と名づけたりと云り、或は又程邈は始りの徒隸たりしがゆゑに、隸書と云ともいへり、(又この隸書こしかたの字体にくらふるに至めて書やすくして上下の所用を佐くと云て漢と云し代に至りて佐書と名づけたりと云り、かくてこの文字の体)(そはいかにまれ)《そはいかにまれこの字体》、いにしへ彼ノ国にて聖人と云しものどもの代よりははるかに後(の)《にははまれる》ことなるを、それより以往の事蹟をことあやまたずたゞしくつたへたりと思ふはいとかたはらいたきことなり、さるはまづ今ノ世に真書にて紙にきはやかに書て、冊本にしたる書籍をすら伝へ写すたびごとに字を書誤り「4オ」或は書落しなどする類のなくてかなはぬことなるを、かの秦と云しよりあなた紙もなかりしとき竹の簡に(古文)科斗、篆文の類にて書付おきたらむをば、や、年経たらむにだにりちがひもあるべきに、まして写しつがむには誤りもし、脱しもせずてやはあるべき、されば人みなしれるごとく、かの孟軻と云しもの聖人といひしもの、世よりはいたくは遠からざりしにすら尚書の武成篇のあるが中に、その二三策をとりて信用のみと云しを、まして代かはり時うつり、文字の体制もよりくあらたまりしにつれていくたびか改めうつ

しつぎつらむなれば、実は今より考れば信るにたれるものあらむことおほつかなし、そのうへ彼ノ國の史伝の類をば漢籍に心よせし徒は、いと正しきものと思ふことなれどしからず、いかにとなれば、彼ノ國がらとしていきほひつよきもの出来る時は國の首領をうちほろぼして自國の首領となりて天子と名のり、いきほひよはへわれる國の首領は他人に國を奪はれなどしてたび／＼入變ること、たとへば漢と云し代が唐と云代に變り、唐と云しが宋と云代にうつりなどして、いくたびか他人の天下となること多きに、その國を奪ひとりたる國の首領の臣下よりさきの「4ウ」國の首領の天下のため世のため、いさをのありしことをばおしかくし当代の國の首領の天下を聖朝など、云て又なきものにいひ、さもなきことをもこと／＼しくいひたて、すぐれてたふとくいみしくかたげなきものにいひなしかざりてこよなく辺つらふことつねなれば、史伝の信実すくなきこともおひやるべし、たとへば秦、始皇と云しを悪王など、いひなし、わが漢、沛公と云しものを聖人のごとあふぎて史記漢書などにしるしたる類、たとへば皇朝の後世、日蓮が宗門になびきたる徒が日蓮をおもふこと釈迦仏のごとく、伝教弘法などをばちりあくたのごとくいひおとすがごとし、さばかり始皇といひしが悪王にてありしならむには、その始皇がさだめし制度も何も後まで行ふまじきものなるをや、あなかしこ皇朝の皇統の天地の共動きなく無窮に伝り坐て、天地のはじめよりよりあひのきはみ一天皇にましくて、あなかしこく、つひに他人の天下に變ることなき心をもて外國をもひとしなみにこ、ろうるときはいたくたがふことなり、さてかの隸書の、ち漢と云し代にいたりて前に云るごとく真書の法もかつ／＼はじ「5オ」まり、行書、草書、草書などの類をも書はじめしかども、各へ／＼たがひに得たるどころ得ぬるところありて、この字体の一ツをもて天下に行へと云制もきこえざりしなり、但し印璽にはこの字体、問題にはその字体など云ことはかつ／＼さだまりしにや、そののち魏と云代になりて、かの鐘繇が真書に工ミなりしよりこのかたあまねく世に行はれしとは見ゆれども、真書の一体にきはまりて行はれしとはなく、行書、草書ともに用ひられ、さて又、篆文、漢隸、八分、草書の類も其すくられたる人の筆跡をば後世に摹したへ、又その筆づかひのすべなどもなにくれと書道をこのみし人の論譜などに書つたへ来しなり、中にも真行草の三体を

ひろく後まで用ひきたれり、その中にも真書は点画たゞしくして久しく伝ふるによるしとて、をさ／＼しき書籍の類をばはら真書を用ふることになれるは、前にも云るごとく又はるかに後の世のことにて、さて字書などの類もくさ／＼出来てより誤ることもすくなくして甚便よくなれること、今まのあたりに人のしれるごとし、しかるにその字書どもにいへる趣もいと信られぬこと多し、さるは「5ウ」本末の本を卒と通はし書キ、東西の西を西と通はし書ること、魏晉と云し代の書家の墨本を見て知べし、しかるを玉篇を見れば本、補袞、切始也、説文ニ木ノ下、曰レ本トしるし、卒ハ丑高ノ切往来見貞也、説文ニ進趣也と見えて本と卒とは音も義も別なり、又、西ハ先介ノ切方ノ名としるし、西ハ於嫁ノ切覆也と見えて音も義も別なり、此ノ類そこばくなり、しかるを世のなま／＼なる人、文字はもろこしにては太古の時より体製具はりであるもの、ごとく、ろ得たるより、魏晉と云し代の書家ども使転のうへのみ心はせて、中に文字の体製をしらざりしがゆゑに書誤りて字書に齟齬へること多しと意得るはいとかたはらいたきことなり、このこと広澤知慎が觀鷲百譚にもいひてわらへり、さるはまづかの三国と云しよりのち唐と云し代までの儒者ども、すき／＼に文字を造りまして音義をさだめ、より／＼文字の数多くなれるがゆゑに、かの本卒、西西などのごとく、点画のいさ、かたがふばかりの文字をもそれ／＼とりわきて音義を分ちしものなり、しかるに字書かける人は当世の字体のみ考へて、漢魏晉など、云し代の書家の字体のそのま、伝はれる墨本な「6オ」どをばひろく考へざりしが故に、字書の説の墨本にたがへること多きをしるべし、しかれば唐と云し代よりをちつかたの書籍の後世につたはれるも、その世に行はれしま、にてつたはれるはなし、写すごとに或は書誤り、或は書脱し、錯簡倒置かざりなくより／＼すき／＼に本トを失へるを、中にもその字体は後世に流布れる字書を軌則とし、すき／＼につくれる字書は後世に流布れる書籍を軌則として書るなれば、字書と書籍とはたがひに引合てきはやかに見ゆれどもや、古く行はれし字体をば失へること多きを知べし、かくてこの文字と云もの彼ノ國のはじめより自然はえぬけになれるものならばこそなほさてもあるべきを、もとは彼ノ國人の平常の語音を形にかきて目印とせるを、その目印を千數百年代を経て改めつくりしものなれば、いかでかたがひもし、あやまちもせしことなか

らむ、もしこの文字てふもの、彼、国のはじめよりおのづから字体もそなはり、字数もさだまりて後、世まで動かぬものと見ばさのみくだしくわづらはしくもあらず、事を記したへむにも便よろしくして代々経てたがふすぢもあるまじけ「6ウ」れども、もとさかしらなる人の巧みてつくり出せるものなるが故、代々に人力を加へて少しも簡便に捷徑なるかたをこのみてつくりあらためしものなれど、中に物はあがま、なるよりはつくりあらたむるごとに字数も多くなり、それにつれて音も義もいよくますことひろくなりてかぎりなくわづらはしきものになれるなり、さて今、世の書籍どものさまにつきていはむに、後、世の如く事を記したへむには真書なれば点画もたゞしく誤りもすくなかるべければ、彼、古文篆文などより見れば便なるに似たれども文字の数いやしきに多くなりて、さのみ文字をわかつたずしてもよろしかるべきことに文字の数あるは無益にしてくだしくし、たとへば日光之白キヲ曰レ皓ト、月光之白キヲ曰レ皎ト、男子之白キヲ曰レ皙ト、女子之白キヲ曰レ皦ト、老人之白キヲ曰レ皤ト、草花之白キヲ曰レ葩ト、雪霜之白キヲ曰レ皚ト、鳥羽之白キヲ曰レ曜トと云るたぐひ、其、物によりて文字を分ちたるは甚精しきに似たれども、又それにひきかへて一字を多義に兼用たること多きはめづらしからぬ中に、倭人と連ねたるときは倭、詔也と注してねぢけ人の意なるに、不佞と連ねたる時は倭、才也と注しておとれる人の意となる類は、ほとく「7オ」意の反けるごとくなりてことにまぎらはし、又、治乱とつらねて治は乱の反対なるに、また乱カ治也とも注したるごとくかなたこなたに通はしたるはことにまぎらはし、また治は亂と同字なるに、亂と乱カ字形相類たるを後人古、の亂カ字を識ずして誤て亂とかくべきを亂とかけるなりとも云る、其、説のごとくならば、文字の数多きにすぎてかへりて誤り混へたる証いちしろくして又いよくまぎらはしきことなり、さて皇朝の言語のごとく甚正しくして単直の音より外にまぎらはしきことなからましかば、さのみは文字の数もいと多からでも事たるべきにかの国がらとしてさまゝの不正音多きが中に拗音といふものに多ければ、それにつれて文字の数も多からでは事足ぬ謂もあるべきなれば止こと得ぬことにはあるべし、さるは平常の語音を文字に付たるものなればなり、されどさばかり文字の数多きに似合ず、音はいと少きがゆゑに目に見るときは義理よくわかるれども耳に聴たるのみ

にては義の分らぬことつねに多きが故に、彼方の書籍には新と親、心と身とを誤れる類つねに多くして、某、当、作、某、音之「7ウ」誤也とやうに注したることめづらしからず、又、文字の音即言なるが故に言に活動なくしていと不便なり、たとへば皇朝にては好悪の如きコノママ、ニクママ、コノミ、ニクミ、コノム、ニクム、コノメ、ニクメ、開散の如きサカム、チラム、サキ、チリ、サク、チル、サケ、チレなど活動きて文字をまたず言語のうへにていとよくわかること言霊の妙用なり、彼、国にてはこの差別なき故に其、時のさまと前後の言とに随ひて意得わくるのみなれば、其、一言のうへにてはいかにもわかるよしなし、さればさばかり文字の数多くわづらはしきに似ず、いと不便なるはもとより言霊の妙用なきが故なり、皇朝の言語は生物にてたとへば木草の花のごとし、彼、国の文字は死物にて削花のごとし、いかほと数多く作りたて、もつひにおのづからなるえもいはいぬにほひのそはなることなきがごとし、しかるを文字の音には活動はなけれども四声を弁ふるときは同字にてもその義よく分る、ことなりと思ふは非ぬことなり、四声にて義の分る、こともありて、たとへば（治国平天下といふとき、治、字平声にて国を治むといふ義にきこえ、国治天下平といへば治、字去声にて国治るといふ義となると云ふときはよろしけ「8オ」れども、平天下にても天下平にても平、字四声かはることなきはいたづらごととなり、これを皇朝の言語にてタヒラグと云が平天下タヒラカナリを云ば天下平と云義なりと云ふことは）《衣食住の如きキモノ、クヒモノ、スマヒといふと、キル、クフ、スムと云とは体用ことにてこのさまいさ、か異なることなれば四声「8オ」もそれく異なるべきに、唯衣、字ひとつ上声と去声とにて衣服の意なると被とと云意なるといかにもよく分ることなればそはよろしけれど、食住はクヒモノにてもクフにてもスマヒにてもスムにても四声ことなることなきはいたづらことなり、これを皇朝の言語にてクヒモノ、スマヒ、又クフ、スム、或はクハム、スマム、クへ、スメなどやうに用かしのふをば《児童といへどもよくき、わくることにあらずや、この（事本居氏も既くさだせり）《たぐひあげつくしがたし》さてもろこしの文字に付たる音は彼、国の自然の語音なるが故に古今の変もあり、方土の異もありて一貫ならず、かにかくにまぎらはしきことなるを、皇朝の言語は神代にアメツチと云しは今もアメツチ、ヤマカハと云

しは今もヤマカハにて古今一貫にて変異なければまざる、こともなし、さて
 もろくの活用言は上にいへるごとくコノミ、ニクミ、コノム、ニクム、サ
 判、判リ、サク、チルなど云類一言のうへにも数言のうへにも活動ありて古
 今異なることもなく、幾千万の言語をなすといへども足ざることもなく尽る
 こともなし、これ言霊の妙用にて、さはいへどあやしきまてたふときとな
 り、かくて代のくだつまに／＼おのづからきたなき外国言もまじはり、い
 やしきさといひ言も出来などしてより／＼になだらぎすき／＼にくづれなどし
 て今はあらぬ言語もまじらひにしかと、古の書をよく見よく学びてき「8
 ウ」よくさとりときはきはやかにわかれて言霊の妙処のおくがしられず、そ
 こひはかりがたきことのほとをもしるを、もろこしの道理と云ものはおほく
 せまりそこひかぎりありていとくるしきを、そを学ばむとしてもわづらはし
 くくだ／＼しくして、つひにはあきらかになり得ることはかたきこと文字で
 ふもの、たび／＼改変ありしにてもしるべし、さばかりたふとき言霊のたす
 けをきはひて、神の御代より口づから人こうけつたへ来てもる、こともな
 くおつることもなければ、何のあかぬことかあるべき、およそ物はあるにつ
 けつ、わづらはしくなきはなまに／＼やすきならひなるを、外国のゆき
 かひはじまりて彼ノ国の文字でふものを仮て事をしるすことになりてより後、
 その文字にことをあづくるま、文字をはなれては言をなしがたきがごとくな
 れるはいみじき世の変なり、しかれども此方にて文字をかけるは彼ノ国なる
 とは心しらひことにて一ツ器物として後ノ世に平仮字片仮字をつかふごとく
 に、当昔から文字を用ひそめし世に一ツヒ定めし文字音の後まてたがふこと
 なくして、阿米都知とするされるは古も今「9オ」もアメツチにてこの後幾
 千年を経（と）《て》もたがふことなきものなり、これ言語を主としたるが
 故なり、彼ノ国にては上にも云ごとく平常の語音を即チ文字に付たるに（よ
 りて）《その語音は》時代の変異も方土の郷俗もあ（りて）《るを其ノ音即チ》そ
 の文字につき随ふによりて、其文字の音の古今一貫ならぬとはたがへり、し
 かるを此方にては後にはあしく心得、からぶみにおのづから心しみつぎ、わ
 が皇朝の言霊の妙処のいつとなくをぐらくなりて、から学にのみ心うつせ
 る人には言霊の妙処はさとして得ざとらぬことになれるはいとほいなきわ
 ざなり、今も文字と云ものわたり来ぬ世ならましかば、かくわづらはしくく

だ／＼しきこともあらじ、くだ／＼しきこともあらねば事をつたふるにも中
 にたがふすぢもなくやすらかなるべければ、文字でふもの、なきこそかへり
 てよけれともいははめど、これ又外国の文字をとり用ひらる、ことにな
 れるも神の御代よりや、久しくなりゆくま、に、おのづから天下ことしげく
 なるるときに至りてから国の文字からぶみなど奉らせ、後つひにかけまくも
 かしこきあまつひつぎの大御ふることを天皇の大御口づからつたへ来ませる
 ことを文字にうつしまつりてつたふることに「9ウ」なりては、大御心の一
 のあづけどころとなりてことやすくなりぬることわりもあれば、さはいへど
 これ又皇神たちの大御慮になれることにて人の私智もてあながちにはいひお
 とすべきにあらず、たとへばから文字は良薬のごとし、人の身に病苦なから
 むには薬ありてもなにかせむ、身に病おこりて寿命をながくたむことの
 おほつかなきときにこそ良薬の功にてやまひをしりぞけいのちをながく全
 くたもつがごとくなれ、されば天地の遠く久しき間におのづから人の身に病
 おこるがごとく天地の間にことひろくわづらはしくなりて、かくては後ノ世
 にながくつたへむことのおほつかなきことをあらかじめ皇神たちのしるしめ
 して、外国より文字でふものをたてまつらせ、其をやとひて一ツの器物とし
 てそれにあづくることにはなりけらし、かくてそのうへ千年五百年用ひなれ
 おのづから人の心にしみつぎ来たることなれば、今は文字しらではないとかた
 わにてことたらぬことも多ければすつべきものにはあらざれども、そのもと
 をおしきはめていふときは文字はから国人の力もてつくり出せるものなれ
 ば、天地のはじめのときよりさだまりたる言霊の妙用にはかけても及ぶ「10
 オ」べきにあらず、しかるに天竺國に体文摩多あり、朝鮮國に諺文あり、其ノ
 余の國々にも文字めきたるものほと／＼にあるべきを、ひとりわが皇朝の何
 ひとつあかぬことなきに、から文字のわたり来ぬさきにはえぬけの文字なし
 とてはさぶ／＼しくをさなきことに思ふより神代に文字ありしごとくいひな
 し、或は仮名もて事を記したることありしごとくいひの、しるは謂もなきこ
 となり、たとへば天地のはじめよりから文字のわたり来しまでのことを人の
 身にとりていは、病（難）《患》なくすくやかなるがごとし、たとひいかほ
 と良き薬ありてもなにかせむ、無益物なり、良薬なりとて病なき人の用ひた
 らむにはかへりて身を損ね、寿をへらすこともあるがごとし、されば中に

文字てふもの、なからむさきの世こそめでたくゆかしけれ、そのうへ文字と云もから国の字音仮名と云も名は文字のことなれば、文字のわたり来ぬさきに文字と云称も仮名といふ称もいかでかあらむ、いとをかしきことなり、かの摩多と云のみは天竺国の語にて漢国にては点画と名づけ、又は韻或は増加字又は莊嚴字など、云よし梵字梵文体文など云類はみなもろ「10ウ」こしにていふことなるべきをや、たとへば阿蘭陀国の文字めきたるものを皇朝人の横もじと名づけたるがごとし、その国にて横もじとはいかでかいはむ、もし皇朝の太古より文字めきたるもの、ありしならむには直に某形某象ナニガタナニガタなど、こそいはめ、しかれどもさるものも神代よりありしと云証拠もなきことなるをや、「11オ」

【以上】

***Kanji-Raigensetsu* by KAMOCCHI Masazumi
(a Kokugaku Scholar in the Late Edo Period):
Transcription and Bibliographical Introduction**

Mayumi YOSHIOKA

Course of Principal Human Sciences, Department of Education and
Psychology, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University
1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

This paper transcribes the full text and introduces the bibliographic information of *Kanji-Raigensetsu* by KAMOCCHI Masazumi, owned by NAGASAKI Shokyo (the Chief Priest of Kongo-Fukuji Temple). The main thrust of the book is to assert that Japanese language conjugation make it possible to say many things with a few syllables, therefore there was no need to have a unique characters. Though it has many assertions difficult to agree with by today's academic standards, it can be appreciated as a material that shows the understanding of Japanese language and Chinese characters by the Kokugaku in the Late Edo Period.

Key word : Chinese characters, kana characters, conjugation, Kokugaku